

特定行為研修修了看護師による 「特定行為」の実施について

当院では特定行為研修※¹を修了した看護師が「特定行為」を実施しております。
「特定行為」とは、医師の指示のもと、手順書に基づき実施する診療の補助行為です。これにより、患者さんの状態に応じてタイムリーかつ迅速に適切な医療を提供することが可能になります。

当院で実施する特定行為※²（2022年度現在）

- 血糖コントロールに関連するインスリン量の調整
- 床ずれ(褥瘡)に対する血流のない壊死組織の除去
- 創傷に対する陰圧閉鎖療法
- 気管のチューブの位置の調整
- 人工呼吸器の調整
 - 人工呼吸器の設定の調整
 - 人工呼吸器からの離脱
- 人工呼吸管理中の鎮静薬の投与量の調整
- 動脈ラインの確保、動脈血採血
- 一部の点滴の投与量の調整
 - カロリー・水分量の調整、血圧調整、糖質・電解質の調整、利尿剤の調整
- 術後の痛みに対する薬剤投与量の調整(硬膜外カテーテル)

- ・ 特定行為の実施にあたっては安全に十分に配慮して行います。
- ・ 特定行為の実施にあたり、同意されない場合は遠慮なくお申し出ください。
- ・ 同意されない場合でもその後の診療に不利益を生じることはありません。
ご理解とご協力をお願いいたします。

特定行為に関するお問い合わせ窓口
教育研修センター
Tel 0166-22-8111(代表)
日時 月～金曜日 9:00～17:00



※¹ P1 特定行為研修の実施 参照

※² P3 当院で実施している特定行為および研修修了者 参照

特定行為研修および

特定行為研修修了看護師による特定行為の実施について

「特定行為」とは、特定行為研修を修了した看護師が医師の指示のもと、手順書に基づき実施する診療の補助行為です。これにより、患者さんの状態に応じてタイムリーかつ迅速に適切な医療を提供することが可能になります。

「特定行為に係る看護師の研修制度」は、保健師助産師看護師法に位置付けられた研修制度で、2015年（平成27年）10月から開始されています。

当院は、厚生労働省「特定行為に係る看護師の研修制度」の研修機関として指定を受けております。

※1 特定行為研修の実施

認定看護師など研修機関の入試に合格した看護師が、厚生労働省省令に基づき実習を行っています。

特定行為研修過程の看護師は、指導医師とともに実習しています。対象の患者さんには事前に説明を行い、患者さんの安全を確保するとともに指導医師の助言や指導を受けて特定行為実習を行います。説明に同意した後でも、実習を拒否することができます。また、拒否したことを理由に治療および看護上の不利益を被ることはありません。患者さんの個人情報に関しては、適切に管理いたします。

特定行為研修 21 区分 38 行為

特定行為区分	特定行為
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経口用気管チューブまたは経鼻用気管チューブの位置の調整
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更・非侵襲的陽圧換気の設定の変更・人工呼吸管理がなされている者に対する鎖静脈の投与量の調整・人工呼吸器からの離脱
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換
循環器関連	一時的ペースメーカーの操作及び管理・一時的ペースメーカーリードの抜去・経皮的心的肺補助装置の操作及び管理大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整
心臓ドレーン管理関連	心臓ドレーンの抜去
胸腔ドレーン管理関連	低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更・胸腔ドレーンの抜去
腹腔ドレーン管理関連	腹腔ドレーンの抜去（腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む）
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテルもしくは腸ろうカテーテルまたは胃ろうボタンの交換・膀胱ろうカテーテルの交換
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	中心静脈カテーテルの抜去
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入
創傷管理関連	褥瘡または慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去・創傷に対する陰圧閉鎖療法
創部ドレーン管理関連	創部ドレーンの抜去
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血・橈骨動脈ラインの確保
透析管理関連	急性血液浄化療法における血液透析器または血液透析濾過器の操作及び管理
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整・脱水症状に対する輸液による補正
感染に係る薬剤投与関連	感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整
術後疼痛管理関連	硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整・持続点滴中のナトリウム、カリウムまたはクロールの投与量の調整・持続点滴中の降圧剤の投与量の調整・持続点滴中の糖質輸液または電解質輸液の投与量の調整・持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	抗けいれん剤の臨時的投与・抗精神病薬の臨時的投与・抗不安薬の臨時的投与
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整

当院で実施している特定行為研修

特定行為区分	特定行為
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
	創傷に対する陰圧閉鎖療法

※2 当院で実施している特定行為および研修修了者

2022年4月1日時点

分野・区分・行為	人数
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	2名
創傷管理関連	2名
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	1名
術中麻酔管理	1名
クリティカルケア分野 ・呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連 ・栄養及び水分管理にかかる薬剤投与関連 ・循環動態にかかる薬剤投与関連	1名
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連（持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整、脱水症状に対する輸液による補正）	1名
計	8名

特定行為に関するご意見やご質問がありましたら、指導医師や看護師などに直接お尋ねください。または、以下の部門でも対応しております。

ご理解とご協力をお願いいたします。

特定行為に関するお問い合わせ窓口
教育研修センター
TEL 0166-22-8111（代表）
日時 月～金曜日 9:00～17:00